

## ○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈 及び運用について（例規通達）

平成14年5月31日

群本例規第26号（交企）警察本部長

〔沿革〕 平成14年9月群本例規第44号（務）、16年3月第12号（務）、17年3月第9号（務）、18年5月第24号（交企）改正

### （概要）

この規定は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）、群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成14年群馬県条例20号）及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年群馬県公安委員会規則第8号）に基づき、自動車運転代行業関係事務の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。